

## 熊本県海外大学進学給付金支給要項

### (趣 旨)

第1条 知事は、幅広い知見と国際的視野を持ち、将来、世界的に活躍し、リーダーとなる人材を育成するため、海外の大学に入学した高校生等に対し予算の範囲内において熊本県海外大学進学給付金（以下「給付金」という。）を支給するものとし、その支給については、この要項に定めるところによる。

### (支給対象)

第2条 給付金は、次条第1項に規定する者のうち、別に定める海外の大学（以下「海外難関大学」という。）に別に定める期間において入学又は編入学した者に支給するものとする。

### (支給候補者の応募資格)

第3条 支給候補者の応募資格者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者
- (2) 応募翌年度の4月1日において、満21歳未満の者
- (3) 熊本県内に所在地を有する県立及び私立高等学校、県立特別支援学校高等部又は専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）を応募する年度の3月に卒業見込みの者又は卒業した者（通信制課程の県外在住者を除く。）
- (4) 高等学校等又は高等学校等卒業後の在学機関における評定平均値が9割以上の値である者
- (5) TOEFLiBT90以上若しくはIELTS6.5以上のスコア又はこれらと同程度と知事が認める高い英語力を有する者
- (6) 応募年度に海外難関大学に出願する予定の者（海外難関大学の事務手続上、翌年度に出願せざるを得ないと知事が認める者を除く。）

### (支給候補者の応募手続)

第4条 支給候補者となることを希望する者は、別に定める期限までに、支給候補者選考申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 高等学校等を応募する年度の3月に卒業見込みの者又は卒業した者
  - ア 住民票（日本国籍を有する者は本籍記載のもの、日本への永住が許可されている者は在留資格記載のもの）
  - イ 高等学校等の校長による意見書（別記第1号の2様式。）
- (2) 高等学校等を卒業し、応募年度に米国コミュニティ・カレッジに在学し、応募する年度の翌年度に海外難関大学への入学又は編入学を予定している者
  - ア 住民票又は住民票の除票（日本国籍を有する者は本籍記載のもの、日本への永住が許可されている者は在留資格記載のもの）

- イ 米国コミュニティ・カレッジの在学証明書
- ウ 米国コミュニティ・カレッジからの推薦書（様式任意）
- (3) 高等学校等を卒業し、応募年度に国内外の大学又は海外の大学付属若しくは提携の学校に在学し、応募の翌年度に海外難関大学への入学または編入学を予定している者
  - ア 住民票又は住民票の除票（日本国籍を有する者は本籍記載のもの、日本への永住が許可されている者は在留資格記載のもの）
  - イ 在学している大学又は大学付属若しくは提携している学校の在学証明書
  - ウ 在学している大学又は大学付属若しくは提携している学校からの推薦書（様式任意）
- (4) 第1号から第3号に共通
  - ア 知事が定めたテーマに係る作文（別記第1号の3様式）
  - イ 英語能力を示す証明書の写し
  - ウ 高等学校等の卒業証明書又は卒業見込み証明書
  - エ 在学機関からの第3条第4号の成績要件が確認できる成績証明書

（支給候補者の決定等）

- 第5条 知事は、別に定める選考基準に基づき、適当と認める者を給付金の支給を受ける候補となるべき者として決定するものとする。
- 2 知事は、前条の規定により申請書を提出した者のうち、前項の規定により支給候補となるべき者として決定された者（以下「支給候補者」という。）に対しては別記第2号様式により、支給候補者として決定されなかった者に対しては別記第3号様式により、その旨を通知するものとする。

（給付金の支給申請）

- 第6条 支給候補者は、海外難関大学に入学したときは給付金の支給の申請を行うことができる。
- 2 前項の規定により給付金の支給の申請を行おうとする者は、次項に定める期限までに、給付金支給申請書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。
- (1) 海外難関大学の入学許可証の写し
  - (2) 海外難関大学の在学証明書（在籍を証明するもの）
- 3 給付金の支給の申請の期限は、海外難関大学に入学した日から起算して60日を経過した日又は支給候補者となった翌年度の3月15日のいずれか早い日とする。ただし、当該期限までに支給申請をすることができない特段の理由があると認められる場合は、支給候補者となった翌年度の3月31日までとする。

（給付金の支給決定）

- 第7条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合は、当該申請に係

- る書類等の内容を審査し、給付金を支給すべきものと認めるときは、速やかに給付金の支給を決定するものとする。
- 2 前項の規定により給付金の支給の決定を行うときは、別記第5号様式により申請者に通知するものとする。
  - 3 第1項の規定により給付金を支給しないことの決定を行うときは、別記第6号様式により申請者に通知するものとする。
  - 4 給付金の額は、100万円とする。

(状況調査)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、支給候補者及び前条第1項の規定により給付金の支給を決定した者（以下「支給決定者」という。）に対し報告を求め、又は調査することができる。

(支給決定者の状況報告等)

第9条 支給決定者は、住所等に異動があるとき、給付金の支給申請に係る海外難関大学から他の大学に編入学したとき又は退学したときは、速やかにその旨を知事に書類で報告しなければならない。

(支給候補者の決定及び給付金の支給決定の取消し等)

第10条 知事は、支給候補者及び支給決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の規定による決定又は第7条第1項の規定による決定（以下「支給等の決定」）を取り消すことができる。

- (1) 偽りの申請により支給等の決定を受けたとき。
  - (2) やむを得ない事情がある場合を除き海外難関大学を退学したとき。
  - (3) 不正、怠慢その他不適当な行為を行い、知事が支給等の決定を取り消すことが適当であると判断したとき。
- 2 知事は、前項の規定により支給等の決定を取り消した場合において、既に給付金が支給されているときは、期限を定めて、支給した給付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成28年6月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成29年5月19日から施行する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要項は、平成29年10月3日から施行する。  
(平成29年度における入学又は編入学者に関する特例)
- 2 高等学校等を卒業し、応募年度に米国コミュニティ・カレッジ又は国内外の大学若しくは海外の大学付属若しくは提携の学校に在学する者であって、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に海外難関大学に入学又は編入学する者(応募年度の4月1日において満21歳未満の者であって、第4条の規定による支給候補者選考申請書の提出時において当該入学又は編入学が決定している者に限る。以下「平成29年度入学又は編入学者」という。)については、第2条の規定により別に定める期間にかかわらず、支給対象とすることができる。
- 3 平成29年度入学又は編入学者については、第3条第2号、第4号、第5号及び第6号の規定は適用しない。
- 4 平成29年度入学又は編入学者についての第4条の適用については、「次に掲げる書類」を「海外難関大学の入学許可証の写し又は在学証明書(在籍を証明するもの)、住民票又は住民票の除票(日本国籍を有する者は本籍記載のもの、日本への永住が許可されている者は在留資格記載のもの)、高等学校等の卒業証明書、海外難関大学に出願する時点で在籍していた機関からの成績証明書及び知事が定めたテーマでの作文」とし、同条第1号から第4号までの規定は適用しない。
- 5 平成29年度入学又は編入学者のうちから支給候補者を決定する場合における第5条第1項の選考基準については、別に定める。
- 6 平成29年度編入学者である支給候補者が第6条の規定により申請を行う場合においては、同条第2項第1号に掲げる書類の添付を要しないものとする。

別記第1号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

熊本県知事

様

住所〒

ふりがな

氏名

印

電話番号

平成 年度熊本県海外大学進学給付金支給候補者選考申請書  
熊本県海外大学進学給付金支給要項第4条の規定に基づき関係書類を添えて  
申請します。

出願予定の大学 （入学又は編入 学許可を受けた 大学）	① 国名： 大学名： ② 国名： 大学名： ③ 国名： 大学名： ④ 国名： 大学名： ⑤ 国名： 大学名： ⑥ 国名： 大学名：	写真貼付 3ヶ月以内に撮影、 無帽、無背景のもの （裏面に氏名を記入） 4.5cm × 3.5cm
英語能力を示す 公式スコア （附則2に定める 者は必要なし）	TOEFLiBT スコア（            ） IELTS スコア（            ） その他（                    ）	
熊本県知事によ る推薦書	推薦書の交付を 希望する ・ 希望しない （支給候補決定者となった場合のみ交付の対象となります。）	

※出願予定大学が7大学以上ある場合は、適宜、表に追記ください。当申請書は、2ページにわたっても構いません。

※添付書類（添付する書類の口欄にチェックを入れてください。）

- (1) 高等学校等を応募する年度の3月に卒業見込みの者又は卒業した者
  - ア 住民票（日本国籍を有する者は本籍記載のもの、日本への永住が許可されている者は在留資格記載のもの）
  - イ 高等学校等の校長による意見書（別記第3号の2様式。）
- (2) 高等学校等を卒業し、応募年度に米国コミュニティ・カレッジに在学し、応募する年度の翌年度に海外難関大学への入学又は編入学を予定している者
  - ア 住民票又は住民票の除票（日本国籍を有する者は本籍記載のもの、日本への永住が許可されている者は在留資格記載のもの）
  - イ 米国コミュニティ・カレッジの在学証明書
  - ウ 米国コミュニティ・カレッジからの推薦書（様式任意）
- (3) 高等学校等を卒業し、応募年度に国内外の大学又は海外の大学付属若しくは提携の学校に在学し、応募の翌年度に海外難関大学への入学または編入学を予定している者
  - ア 住民票又は住民票の除票（日本国籍を有する者は本籍記載のもの、日本への永住が許可されている者は在留資格記載のもの）
  - イ 在学している大学または大学付属若しくは提携している学校の在学証明書
  - ウ 在学している大学または大学付属若しくは提携している学校からの推薦書（様式任意）
- (4) (1) から (3) に共通
  - ア 知事が定めたテーマに係る作文（別記第1号の3様式）
  - イ 英語能力を示す証明書の写し
  - ウ 高等学校等の卒業証明書又は卒業見込み証明書
  - エ 在学機関からの第3条第4号の成績要件が確認できる成績証明書

※ 附則2に定める者については、上記(2)又は(3)のア及び(4)のア、ウ、エが必要書類となります。

保護者の同意（申請者が成年に達しているときは不要です。）

熊本県海外大学進学給付金支給要項に基づき、本書のとおり申請することに同意します。

住 所

電 話

署 名

※保護者本人が署名してください。

別記第 1 号の 2 様式（第 4 条関係）

平成 年 月 日

熊本県知事

様

学校名

学校長名

印

平成 年度熊本県海外大学進学給付金支給候補者選考申請に係る  
意見書

熊本県海外大学進学給付金支給要項第 4 条に規定する意見書を提出します。

学科・学年等	科	( ) 年在籍 平成 ( ) 年度卒業
申請者		
人物・適性		
学 業		
特別活動 賞歴等 (学内外問わず)		

別記第1号の3様式（第4条関係）

作文（テーマ「 \_\_\_\_\_ 」）

申請者署名 \_\_\_\_\_

※日本語で800（20×40）字程度（パソコン、ワープロ使用可）



別記第2号様式（第5条関係）

第 号  
平成 年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

平成 年度熊本県海外大学進学給付金支給候補者決定通知書  
平成 年 月 日付けで申請のありました熊本県海外大学進学給付金  
については、支給候補者に決定しましたので通知します。

別記第3号様式（第5条関係）

第 号  
平成 年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

平成 年度熊本県海外大学進学給付金支給候補者選考結果について  
平成 年 月 日付けで申請のありました熊本県海外大学進学給付金  
については、選考の結果、支給候補者としなかったこととしましたので、通知しま  
す。

平成 年 月 日

熊本県知事

様

申請者 住所  
氏名

印

平成 年度熊本県海外大学進学給付金支給申請書

平成 年度熊本県海外大学進学給付金として、金1,000,000円を支給されるよう熊本県海外大学進学給付金支給要項第6条の規定により関係書類を添えて請求します。

添付資料（附則2に定める者については（2）のみが必要）

- （1）海外難関大学の入学許可証の写し
- （2）海外難関大学の在学証明書

※申請者本人名義（日本国内）の口座情報を御記入ください。

振込口座について	
金融機関名	
支店名	
口座種別（○を付けてください）	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義（フリガナ）	（ ）

法定代理人の同意	
熊本県海外大学進学給付金支給要項に基づき、本書のとおり申請することに同意します。	
署名	印
住所	
電話番号	

※申請者が成人に達しているときは、法定代理人の同意は不要です。  
また、両親がいる場合は法定代理人は父母双方について記入してください。

別記第5号様式（第7条関係）

第 号  
平成 年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

平成 年度熊本県海外大学進学給付金支給決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度熊本県海外大学進学給付金については、金1,000,000円を支給することに決定しましたので通知します。

なお、住所等に異動があるとき、給付金の支給申請に係る海外難関大学から他の大学に編入学したとき又は退学したときは、速やかにその旨を知事に書類で報告してください。

別記第6号様式（第7条関係）

第 号  
平成 年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

平成 年度熊本県海外大学進学給付金の不支給について  
平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度熊本県海外大学進  
学給付金については、下記の理由により支給しないこととしましたので、通知  
します。

記

交付しない理由